



# 山形県公報

平成25年9月3日(火)  
第2475号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会臨時会の閉会……………(財政課)…959
- 漁船損害等補償法施行令の規定による付保義務の同意を求めるための事前届出……………(水産課)…同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課)…960
- 歳入の収納の事務の委託契約の解除……………(森林課)…同
- 同……………(同)…961
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課)…同
- 同……………(同)…962
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課)…963
- 同……………(同)…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課)…同
- 月山鳥獣保護区特別保護地区の再指定……………(みどり自然課)…964
- 平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業政策課)…同
- 平成25年度後期技能検定の実施……………(雇用対策課)…965

## 告 示

### 山形県告示第790号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成25年8月26日招集した山形県議会臨時会は、同日閉会した。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第791号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めることについて、次のとおり届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を、平成25年9月3日から同月17日までの間山形県漁業協同組合において縦覧に供する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 加入区の名称並びに発起人の住所及び氏名

| 加入区の名称 | 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 |         |
|--------|---------------------|---------|
| 北部加入区  | 飽海郡遊佐町吹浦字吉野森14番5号   | 澤 口 勉   |
|        | 酒田市船場町一丁目7番17号      | 元 木 進   |
|        | 同 十里塚字村東山北13番地の2    | 高 橋 茂 春 |
|        | 飽海郡遊佐町菅里字十里塚114番地の1 | 土 門 良 一 |
| 中部加入区  | 鶴岡市堅苔沢甲215番地        | 本 間 昭 志 |
|        | 同 由良二丁目12番16号       | 和 田 均   |
|        | 同 由良二丁目13番14号       | 佐 藤 伊平治 |
|        | 同 油戸440番2号          | 斎 藤 和 男 |
| 南部加入区  | 鶴岡市鼠ヶ関乙57番地         | 佐 藤 文 明 |
|        | 同 早田丙21番地           | 佐 藤 栄 松 |
|        | 同 小岩川189番内8号        | 本 間 鋼太郎 |
|        | 同 温海丙88番地           | 奥 井 兼 一 |

- 2 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
山形県漁業協同組合

**山形県告示第792号**

二口堰土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年8月22日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 縦覧に供する期間  
平成25年9月13日から同年10月15日まで
- その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第793号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成25年8月31日に解除した。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称               | 住 所             |
|-------------------|-----------------|
| 山 形 地 方 森 林 組 合   | 山形市替所14番2       |
| 西 村 山 地 方 森 林 組 合 | 西村山郡西川町大字海味7番地2 |

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 金 山 町 森 林 組 合 | 最上郡金山町大字山崎34番地 5 |
|---------------|------------------|

**山形県告示第794号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成25年8月31日に解除した。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                   | 住 所                     |
|-----------------------|-------------------------|
| 山 形 地 方 森 林 組 合       | 山形市替所14番 2              |
| 西 村 山 地 方 森 林 組 合     | 西村山郡西川町大字海味 7 番地 2      |
| 最 上 広 域 森 林 組 合       | 最上郡真室川町大字新町字下荒川270番地の 1 |
| 米 沢 地 方 森 林 組 合       | 米沢市大字笹野517番地の 1         |
| 西 置 賜 ふ る さ と 森 林 組 合 | 西置賜郡飯豊町大字椿2888番地の26     |
| 小 国 町 森 林 組 合         | 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目57番地   |
| 出 羽 庄 内 森 林 組 合       | 鶴岡市水沢字山ノ腰31番地の 1        |
| 温 海 町 森 林 組 合         | 鶴岡市大岩川字木揚場 8 番地         |
| 飽 海 地 方 森 林 組 合       | 酒田市飛鳥字矢舞台64番地の19        |
| 遊 佐 森 林 組 合           | 飽海郡遊佐町遊佐字下タノ川14番地       |
| 山 形 県 木 材 産 業 協 同 組 合 | 山形市松栄一丁目 5 番41号         |

**山形県告示第795号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|----------------------------------------|---|------|--------------------|---------|
| 飽海郡遊佐町藤崎字戌開発138番から<br>酒田市宮内字六ツ新田91番2まで |   | 旧    | 22.2メートル<br>} 8.4  | 815メートル |
| 同                                      | 上 | 新    | 32.2メートル<br>} 13.2 | 同上      |

## 山形県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長        |
|-----------------------------------|---|------|-------------------|-----------|
| 酒田市西坂本字下モ川原82番から<br>同 山元字土倉69番3まで |   | 旧    | 27.2メートル<br>} 5.0 | 1,300メートル |
| 同                                 | 上 | 新    | 32.2メートル<br>} 5.4 | 同上        |

## 山形県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 比子八幡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|---------------------------------|---|------|--------------------|--------|
| 酒田市宮内字新開発303番から<br>同 六ツ新田124番まで |   | 旧    | 20.0メートル<br>} 18.2 | 82メートル |
| 同                               | 上 | 新    | 24.2メートル<br>} 18.2 | 同上     |

## 山形県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年9月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菅里直世下野沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 飽海郡遊佐町直世字升川南66番2から |   | 旧    | 20.0メートル | 330メートル |
| 同 尻地17番2まで         |   |      | 13.2     |         |
| 同                  | 上 | 新    | 21.8メートル | 同上      |
|                    |   |      | 13.2     |         |

**山形県告示第799号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上川上流置賜地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年8月3日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、地図情報レベル2500）

**山形県告示第800号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡大蔵村地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年9月1日から平成26年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人しらたか地域再生ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
長谷川俊夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町荒砥甲7-1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県白鷹町の町民及び山形県民に対して、地域資源の有効な活用による再生可能エネルギーの開発と、省エネルギーの促進に関する事業を行い、原発に頼らない社会の実現とCO2削減に寄与し、かつそれを通じて地域の仕事づくりに貢献し、地域循環型経済への転換を促進することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成25年9月16日まで縦覧に供する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 月山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。

このような自然環境を反映して、イヌワシ、クマタカなど、多様な鳥獣が生息している。特に月山鳥獣保護区の中でも、当該区域は、ブナ等原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、自然観察のフィールドとして活用していることもあり、生態系を適切に保存する必要がある。

このため、月山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

鳥獣を驚かすような行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、町、地域住民等と連携協力し、普及啓発活動等に取り組む。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成25年9月3日から同月16日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年11月8日（金） 午前10時から正午まで

(2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を平成25年9月30日（月）から同年10月11日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 商工労働観光部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成25年10月11日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。)

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉦政・計量担当（電話023(630)2115）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成25年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成25年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

| 検 定 職 種           |
|-------------------|
| 鑄 造               |
| 金 属 熱 処 理         |
| 機 械 加 工           |
| 放 電 加 工           |
| 金 型 製 作           |
| 金 属 プ レ ス 加 工     |
| 工 場 板 金           |
| め つ き             |
| 仕 上 げ             |
| 機 械 検 査           |
| ダ イ カ ス ト         |
| 機 械 保 全           |
| 電 子 機 器 組 立 て     |
| 電 気 機 器 組 立 て     |
| 半 導 体 製 品 製 造     |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 |
| 自 動 販 売 機 調 整     |
| 光 学 機 器 製 造       |
| 内 燃 機 関 組 立 て     |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て   |

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 油 | 圧 | 装 | 置 | 調 | 整 |
| 建 | 設 | 機 | 械 | 整 | 備 |
| 婦 | 人 | 子 | 供 | 服 | 製 |
| 紳 | 士 | 服 | 製 | 造 |   |
| プ | ラ | ス | チ | ッ | ク |
| パ | ン | 製 | 造 |   |   |

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種           | 検 定 作 業                                        |
|-------------------|------------------------------------------------|
| さ く 井             | ロータリー式さく井工事作業                                  |
| 金 型 製 作           | プレス金型製作作業                                      |
| 工 場 板 金           | 機 械 板 金 作 業<br>数値制御タレットパンチプレス板金作業              |
| 機 械 検 査           | 機 械 検 査 作 業                                    |
| 機 械 保 全           | 機 械 系 保 全 作 業<br>電 気 系 保 全 作 業<br>設 備 診 断 作 業  |
| 電 気 機 器 組 立 て     | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業                              |
| 半 導 体 製 品 製 造     | 集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業<br>集 積 回 路 組 立 て 作 業     |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 | プ リ ン ト 配 線 板 設 計 作 業<br>プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業 |
| 自 動 販 売 機 調 整     | 自 動 販 売 機 調 整 作 業                              |
| 光 学 機 器 製 造       | 光 学 機 器 組 立 て 作 業                              |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て   | 空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業                            |



|                                |                                             |
|--------------------------------|---------------------------------------------|
| 油 圧 装 置 調 整                    | 油 圧 装 置 調 整 作 業                             |
| 農 業 機 械 整 備                    | 農 業 機 械 整 備 作 業                             |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工            | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業                     |
| 婦 人 子 供 服 製 造                  | 婦 人 子 供 既 製 服 縫 製 作 業                       |
| 和 裁                            | 和 服 製 作 作 業                                 |
| 機 械 木 工                        | 機 械 木 工 作 業                                 |
| 製 版                            | D T P 作 業                                   |
| 石 材 施 工                        | 石 材 加 工 作 業                                 |
| 建 築 大 工                        | 大 工 工 事 作 業                                 |
| か わ ら ぶ き                      | か わ ら ぶ き 作 業                               |
| 配 管                            | 建 築 配 管 作 業                                 |
| <small>ちゅう</small> 厨 房 設 備 施 工 | <small>ちゅう</small> 厨 房 設 備 施 工 作 業          |
| 型 枠 施 工                        | 型 枠 工 事 作 業                                 |
| 鉄 筋 施 工                        | 鉄 筋 施 工 図 作 成 作 業                           |
|                                | 鉄 筋 組 立 て 作 業                               |
| コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工            | コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事 作 業                     |
| 防 水 施 工                        | ア ス フ ェ ル ト 防 水 工 事 作 業                     |
|                                | 合 成 ゴ ム 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業                 |
|                                | 塩 化 ビ ニ ル 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業               |
|                                | 改 質 ア ス フ ェ ル ト シ ー ト ト ー チ 工 法 防 水 工 事 作 業 |
| カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工            | 金 属 製 カ ー テ ン ウ ォ ー ル 工 事 作 業               |
| ガ ラ ス 施 工                      | ガ ラ ス 工 事 作 業                               |
| テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン    | テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン C A D 作 業       |
| 機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図              | 機 械 製 図 手 書 き 作 業                           |
|                                | 機 械 製 図 C A D 作 業                           |

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 電 気 製 図     | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業 |
| 金 属 材 料 試 験 | 組 織 試 験 作 業           |
| 塗 装         | 鋼 橋 塗 装 作 業           |
| 舞 台 機 構 調 整 | 音 響 機 構 調 整 作 業       |

(3) 3級

| 検 定 職 種                     | 検 定 作 業                               |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 機 械 加 工                     | 普 通 旋 盤 作 業                           |
| 機 械 検 査                     | 機 械 検 査 作 業                           |
| 電 気 機 器 組 立 て               | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業               |
|                             | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業                     |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工         | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業               |
| 和 裁                         | 和 服 製 作 作 業                           |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形             | 射 出 成 形 作 業                           |
| 建 築 大 工                     | 大 工 工 事 作 業                           |
| 配 管                         | 建 築 配 管 作 業                           |
| テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン | テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン C A D 作 業 |
| 機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図           | 機 械 製 図 手 書 き 作 業                     |
|                             | 機 械 製 図 C A D 作 業                     |
| 電 気 製 図                     | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業                 |

(4) 単一等級

| 検 定 職 種           | 検 定 作 業                 |
|-------------------|-------------------------|
| 樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工 | 樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業   |
| バ ル コ ニ ー 施 工     | 金 属 製 バ ル コ ニ ー 工 事 作 業 |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 場 所                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成25年12月4日（水）から平成26年2月16日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成26年1月26日（日）<br>1級及び2級<br>機械検査、電気機器組立て、光学機器製造、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>電気機器組立て、配管                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |
|         | 平成26年2月2日（日）<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイキャスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図<br>3級<br>機械加工、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図<br>単一等級<br>バルコニー施工 |                    |
|         | 平成26年2月5日（水）<br>1級及び2級<br>舞台機構調整                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |
|         | 平成26年2月9日（日）<br>1級及び2級<br>機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装<br>3級<br>機械検査、和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図<br>単一等級<br>樹脂接着剤注入施工                                                                                                                                                                                          |                    |
|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成25年10月7日（月）から同月18日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

平成25年9月3日印刷  
平成25年9月3日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056